

8月31日(水)、9月1日(木)・2日(金) 13時~20時

労働相談  
ホットライン



# 郵政非正規社員雇止めホットライン

65歳雇用打ち切り、雇止め、スキルダウン、パワハラなど、なんでも相談を!

郵政関連職場で働くすべての皆さん!  
私たちは、郵政職場で働く社員、非正社員、委託従事者など雇用形態や会社の違いを超え誰でも入れる労働組合、郵政ユニオンです。

前西川社長が強引に進めた宅配事業統合の失敗により、郵便事業会社は1,000億円の赤字を背負い、その経営失敗の責任を経営者はとろうともせず、「赤字」のツケを労働者に押しつけ、46,000人もの要員削減を含んだ大リストラ計画を進めてきています。

## 生きる権利を奪う

### 65歳雇用打ち切り

65歳以上の時給制契約社員について、10月1日からの雇用更新打ち切り、「65歳定年制」を実施するとしており、2011年9月30日で65歳以上の時給制契約社員は基本的に全員雇止めとなり、その対象者は14,000人を超えるとされています。

65歳雇用打ち切りは、低額年金しか支給されない多くの高齢者(200万円以下の年金60%以上)もいる中で、生きる権利を奪うことにつながります。

## 雇止めの通告もはじまっています

さらに、「ゆいパックサービスレベルの変更」等により、深夜勤の廃止、要員配置の見直し(減員)、勤務時間・日数の削減等々もすでに期間雇用社員に通告されてきている現状にあり、一部の事業会社支店では、通配区の見直し(減区)を理由とした「雇止め通告」も行われてきています。

郵政労働者ユニオン

東京都千代田区外神田 6-15-14 外神田ストーク 502号 TEL 03-3837-5391 Fax 03-3837-5392  
E-mai : postunion@pop21.odn.ne.jp URL : http://union.ubin-net.ne.jp/

# 一人で悩まず、あきらめず、相談を！

## 【電話相談日】

8月31日(水)

9月1日(木)・2日(金)

3日間連続 13時～20時

## 相談電話番号

東日本エリア

03-3837-5391

西日本エリア

06-6323-2601



郵政労働者ユニオン

★労働条件の不利益変更には同意が必要です！

勤務時間や勤務日数が減らされるなど、労働条件の不利益な変更は「本人の同意」が必要で、会社が一方的にできるものではありません。

しかし、いくら不本意でも、勤務時間減などに「分かりました」などと応えてしまいますと「本人が同意した」とされてしまいます。

「考えさせて貰います」と返答し、相談してください。



★整理解雇には4条件があります

会社の「赤字」「事業縮小」などを理由とした「雇止め」「解雇」には「整理解雇4条件」があり、会社が自由に解雇できるわけではありません。①人員削減の必要性があること、②解雇を回避するための努力が尽くされていること、③解雇される者の選定基準及び選定が合理的であること、④事前に、説明・協議を尽くしていること、が条件となっています。

その他、まったく正当な理由もなく、「経費節減目的」としかいえないスキルダウンも実施されています。

また、厳しい営業目標等の競争職場、ゆとりのない仕事などにより、人間関係も厳しく、パワハラも大きな問題となっています。

一人で悩まず、そして、あきらめず、まず相談してみてください。